

---

プロジェクト	<b>IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー</b>
項目	<b>本日の審議事項</b>

---

## 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、デュー・プロセスの一環<sup>1</sup>で、2024 年 6 月より IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューを開始し、2025 年 6 月 17 日に情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）を公表した<sup>2</sup>（コメント期限：2025 年 10 月 15 日）。
2. 本資料は、本情報要請への対応に関する審議事項を示すことを目的としている。<sup>3</sup>

## 情報要請への対応に関する審議事項

3. 本情報要請への対応として、コメント・レターの文案の審議を行う（審議事項(5)-2）。
4. なお、第 551 回企業会計基準委員会並びに第 154 回リース会計専門委員会及び第 73 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見については、審議事項(5)-3 に記載している。また、第 155 回リース会計専門委員会及び第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見については、審議事項(5)-4 に記載している。

以 上

---

<sup>1</sup> IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックの第 6.48 項では、「審議会は、新 IFRS 基準書又は大規模修正のそれぞれについて適用後レビューの実施を求められる。適用後レビューは、通常、新たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後に開始する。これは通常、発効日の約 30 か月から 36 か月後である。」とされている。

<sup>2</sup> IASB のウェブサイトは、右記のリンク先を参照（[IFRS - IASB launches review of IFRS 16 Leases](#)）

ASBJ のウェブサイトは、右記のリンク先を参照（[IASB が IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューを開始 | 企業会計基準委員会](#)）

<sup>3</sup> 審議資料では、国際財務報告基準（IFRS）第 16 号「リース」を「IFRS 第 16 号」、米国会計基準（米  
国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 842「リース」を「Topic 842」  
として表記している。